



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

494	亀池土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	1
495	県営土地改良事業計画の決定	(").....	1
496	"	(").....	2
497	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	3
498	基本測量の終了	(技術調査課).....	3
499	"	(").....	3
500	公共測量の終了	(").....	3
501	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
502	道路の供用開始	(").....	4
503	道路の区域変更	(").....	4
504	道路の供用開始	(").....	5
505	"	(").....	5
506	道路の区域変更	(").....	5
507	道路の供用開始	(").....	6
508	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	6
509	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	7

○ 公安委員会告示

13	遊泳区域の指定	7
----	---------	-------	---

○ 選挙管理委員会告示

*48	和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第130号)の一部改正	7
*49	和歌山県知事選挙執行規程(平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第133号)の一部改正	8
*50	衆議院議員選挙執行規程(平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号)の一部改正	10
*51	参議院議員選挙執行規程(平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第38号)の一部改正	12
52	平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第20号(政見放送の回数等)の一部改正	14

告 示

和歌山県告示第494号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、亀池土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第495号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業ショウブ池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写し

を次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年4月17日から同年5月17日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

和歌山県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業矢熊池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年4月17日から同年5月17日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局農林水産振興部農地課及び有田川町建設課

和歌山県告示第497号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第498号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。
令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 2 作業期間 令和4年6月24日から令和5年3月14日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市及び岩出市並びに海草郡紀美野町並びに伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高野町並びに有田郡湯浅町、広川町及び有田川町並びに日高郡日高川町並びに東牟婁郡北山村

和歌山県告示第499号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。
令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 基本測量（土地条件データ整備）
- 2 作業期間 令和4年8月22日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、有田市及び有田郡有田川町の一部

和歌山県告示第500号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。
令和5年4月14日

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 令和4年10月21日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡白浜町中外地内

和歌山県告示第501号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字小川字五四三1490番1地先から同町大字有原字砂田160番1地先まで	旧	8.98) 21.08	176.60	
同上	新	8.98) 21.08	176.60	

和歌山県告示第502号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字小川字五四三1490番1地先から同町大字有原字砂田160番1地先まで

供用開始の期日 令和5年4月14日

和歌山県告示第503号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市打田字小門585番1地先から同市打田字小門587番6地先まで	旧	15.68 } 16.96	33.92	
同上	新	15.68 } 16.96	38.55	

和歌山県告示第504号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 紀の川市打田字小門585番1地先から同市打田字小門587番6地先まで

供用開始の期日 令和5年4月14日

和歌山県告示第505号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 海草郡紀美野町動木字芝崎463番4地先から同町動木字芝崎441番4地先まで

供用開始の期日 令和5年4月14日

和歌山県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 貴志川自転車道

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

紀の川市貴志川町北字市場127番1地先から同市貴志川町北字市場126番1地先まで	旧	3.00 } 3.00	64.60	
同上	新	3.00 } 3.00	64.60	
同上	新	3.50 } 3.50	82.80	

和歌山県告示第507号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 貴志川自転車道線

供用開始の区間 紀の川市貴志川町北字市場127番1地先から同市貴志川町北字市場126番1地先まで

供用開始の期日 令和5年4月14日

和歌山県告示第508号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

庄川口地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱7号から12号までを順次結んだ線、既設標柱1号と12号を結んだ線、既設標柱1号と既設標柱6号を結んだ線及び既設標柱6号と7号を結んだ線によって囲まれた区域を、昭和61年1月16日和歌山県告示第26号で指定した庄川口地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、標柱11号と12号を結ぶ線は町道との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

ただし、平成2年7月13日農林水産省告示第919号で指定した保安林を除く。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
7号	西牟婁郡	白浜町	庄川	下垣内	835番15	
8号	〃	〃	〃	〃	〃	
9号	〃	〃	〃	〃	833番2	
10号	〃	〃	〃	〃	〃	
11号	〃	〃	〃	庄川口	1番26地先	道路敷
12号	〃	〃	〃	〃	1番25地先	道路敷

和歌山県告示第509号

令和5年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年4月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 落札に係る調達物品の名称及び数量
令和5年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和5年3月23日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社第一製版印刷
和歌山市西浜1660番地421
- 落札金額
51,151,980円（うち消費税及び地方消費税の額4,650,180円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年2月10日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第13号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和5年4月14日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
白良浜海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町地先の海域で、「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和5年5月3日から同年8月31日まで

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第48号

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第130号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記第5号様式の2（第5条関係） （選挙運動用ビラ作成証明書） 選挙運動用ビラ作成証明書 略 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> 備考 1～3 略 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 枚数 <u>115,000枚</u> (2) 略	別記第5号様式の2（第5条関係） （選挙運動用ビラ作成証明書） 選挙運動用ビラ作成証明書 略 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> 備考 1～3 略 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 枚数 <u>130,000枚</u> (2) 略

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

和歌山県選挙管理委員会告示第49号

和歌山県知事選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県知事選挙執行規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式（第33条関係）

（政治活動用のポスターの検印）

衆議院（小選挙区選出）議員選挙の第1区用

衆議院（小選挙区選出）議員選挙の第2区用



備考 印の大きさは、直径4.5センチメートルとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

和歌山県選挙管理委員会告示第50号

衆議院議員選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

衆議院議員選挙執行規程（平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式(第6条関係)

(選挙運動用のポスターの検印)

第1区

第2区



備考 印の大きさは、直径4.5センチメートルとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

和歌山県選挙管理委員会告示第51号

参議院議員選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

参議院議員選挙執行規程（平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第38号）の一部を次のように改正する。
別記第24号様式を次のように改める。

別記第24号様式（第40条関係）

（政治活動用のポスターの検印）

衆議院（小選挙区選出）議員選挙の第1区用

衆議院（小選挙区選出）議員選挙の第2区用



備考 印の大きさは、直径4.5センチメートルとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

和歌山県選挙管理委員会告示第52号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第20号（政見放送の回数等）の一部を次のように改正する。

令和5年4月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表を次のとおり改める。

選挙の種類	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
衆議院小選挙区選出議員選挙	株式会社テレビ和歌山	1	株式会社和歌山放送	1
参議院和歌山県選挙区選出議員選挙	株式会社テレビ和歌山	3	株式会社和歌山放送	1
和歌山県知事選挙	株式会社テレビ和歌山	3	株式会社和歌山放送	1